

1.クリーンウッドシステムの概要

※システムの操作マニュアルや、改正クリーンウッド法の制度全般、運用詳細についてはクリーンウッド・ナビに掲載していますので、ご参照ください。

クリーンウッド・ナビ：

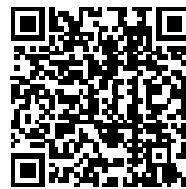
- 運用説明資料（R7年3月版）
- 改正クリーンウッド法Q&A（R7年3月更新版）
- システム操作マニュアルなど



<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>



(クリーンウッド・ナビ)



(クリーンウッドシステム)

クリーンウッドシステムとは

● クリーンウッド法

- ✓ クリーンウッド法（※）は令和7年4月に改正法が施行
- ✓ 改正法では以下のことことが求められます：

素材生産販売事業者・・・第1種木材関連事業者の求めに応じた情報提供 **義務**

第1種木材関連事業者・・・原材料情報の収集、合法性確認及び記録の保存、情報伝達等 **義務**

第2種木材関連事業者・・・情報の受取・保存・伝達等 **努力義務**

（※）正式名称「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」

● クリーンウッドシステムでは

- ✓ クリーンウッド法に基づく情報の保存や伝達、報告書作成等をweb上で行うことが可能
- ✓ 手作業の代わりに本システムを活用することで業務の効率化につながる可能性



←利用者登録申請はこちらから

● システムを使うと 記録の保存や検索が容易になります

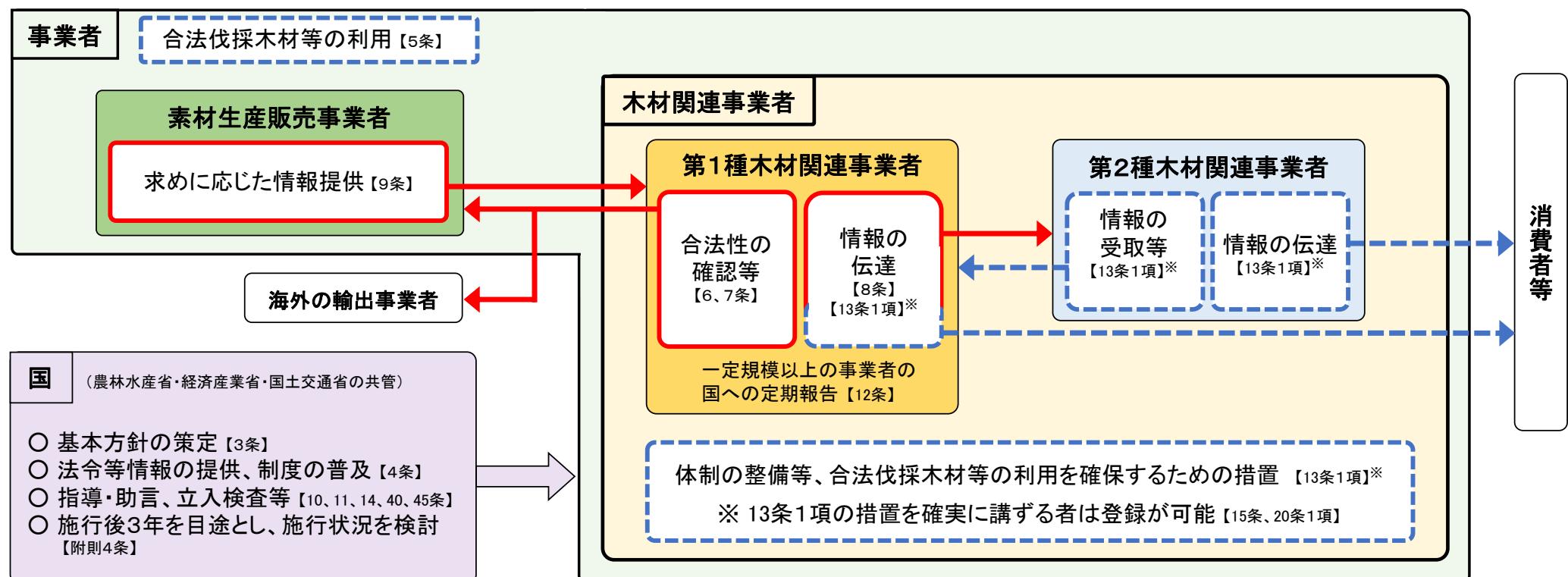


クリーンウッド法の概要

令和7年4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、合法伐採木材等を利用する努力義務
- (2) **木材関連事業者**は、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を確実に講ずる者は、登録実施機関による登録を受けることが可能
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、合法性の確認等を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

□→ : 義務(必ず行わなければならない事項) □---→ : 努力義務(行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項)



対象物品の考え方

- 木材と家具・紙等の物品が対象物品であり、これらの総称が「木材等」
- 家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定



木材

- ① 素材
- ② 板材、角材
- ③ 単板、突き板及び構造用パネル（OSB）
- ④ ②、③又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの
(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等) (DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む)
- ⑤ のこくず・木くず(ペレット状)・チップ



ポイント

木材は基本的に対象です



建材・建具

フローリング、木質系セメント板、サイディングボードのうち、木材を使用したもの、戸(主たる部材に木材を使用したものに限る。)及びその枠(基材に木材を使用したものに限る。)など



家具

いす、机、棚、収納用じゅう器(ロッカー等)、ローバーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの



パルプ紙

木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、印刷用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、インクジェットカラープリンター用塗工紙

対象となる事業者の考え方①

- 法の対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者
(素材生産販売事業者・木材関連事業者)
 - ① 木材等の所有権の有無は、義務対象となるかどうかに影響しない（販売受託も義務対象となり得る）
 - ② 自家消費するなど、流通に関与しない場合は、木材関連事業者に該当せず義務対象とならない

1. 素材生産販売事業者

素材の生産及び流通について、譲渡し先や譲渡しの方法を主体的に決定する者が該当



（具体例）

（1）森林所有者

- ① 自ら伐採及び販売（販売の委託を含む）を行う場合（自伐林家など）
- ② 伐採のみ委託し、販売（販売の委託を含む）を行う場合（大規模林業経営体など）

（2）森林所有者以外

- ① 立木を購入し、伐採と販売（販売の再委託を含む）を行う場合（素材生産事業者など）
- ② 森林所有者から、伐採と販売の委託を受けた場合（森林組合など）

※ 伐採のみを行う事業者は、素材の譲渡しを行わないため該当しない

※ 海外の伐採事業者は、素材生産販売事業者には該当しない

対象となる事業者の考え方②

2. 木材関連事業者

対象物品である木材等の譲受けと譲渡しの両方を行う事業者が該当

第1種木材関連事業者



→ 国内市場に最初に木材等を持ち込む
木材関連事業者

(具体例)

国産材：素材生産販売事業者から原木を
購入する原木市場・製材工場

輸入材：自ら木材等を輸入する者

第2種木材関連事業者

→ 第1種木材関連事業者以外の
木材関連事業者



対象となる事業者の考え方～建築・建設事業者及びFIT/FIP認定事業者の取扱い～

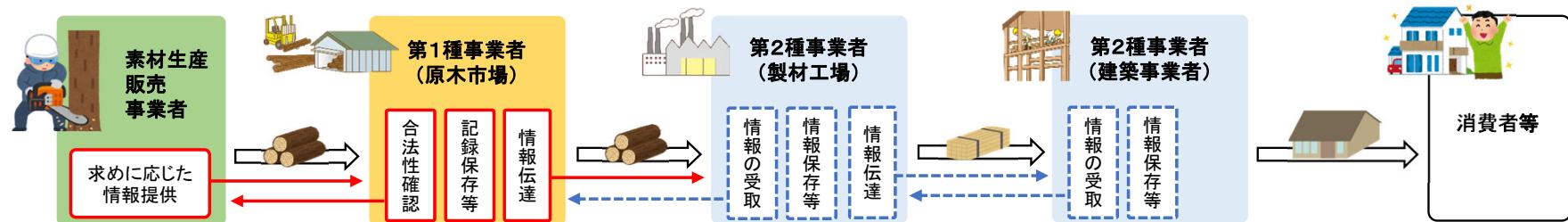
- 建築・建設事業者※¹、FIT/FIP認定事業者※²は木材等の譲渡しを行わないが、例外的に木材関連事業者に該当
- 建築物、電気等は対象物品ではないため、譲渡しをする場合の情報伝達の義務等の対象外
- 木材等を譲受ける場合の合法性の確認、記録の作成・保存の義務等の対象であることに留意

➡ : 木材等、建築物、電気の流れ

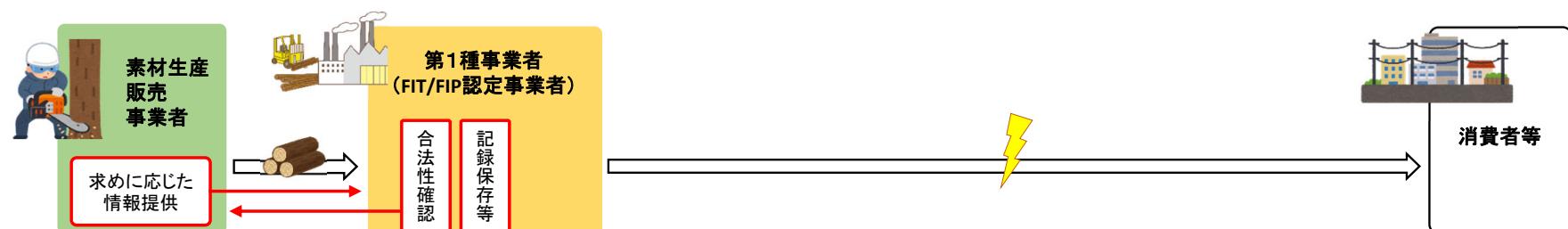
➡ : 義務

➡ : 努力義務

【例：建築事業者が製材工場から木材を購入し、建築物を販売する場合】



【例：FIT/FIP認定事業者が素材生産販売事業者から素材を購入し、電気を販売する場合】



※1 型枠用合板を用いて型枠工事を行うなど、木材等を仮設資材として利用する場合は木材関連事業者には該当しない

※2 PKSを用いて発電を行うなど、対象物品である木材等を譲り受けていない場合は木材関連事業者には該当しない

※3 FIT/FIP制度上、FIT/FIP認定事業者が輸入木質バイオマスを用いる場合は、合法性確認木材等を調達・使用すること等が求められる予定。詳しくは事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）及び木質バイオマス証明ガイドラインを参照。

クリーンウッドシステムについて

令和7年4月 運用開始

クリーンウッドシステムは、クリーンウッド法に基づく原材料情報や合法性確認結果の保存・伝達や、報告書の作成等をweb上で行うことができるシステムです。本システムは無償で提供され、パソコン、スマートフォン、タブレット等で利用可能です。

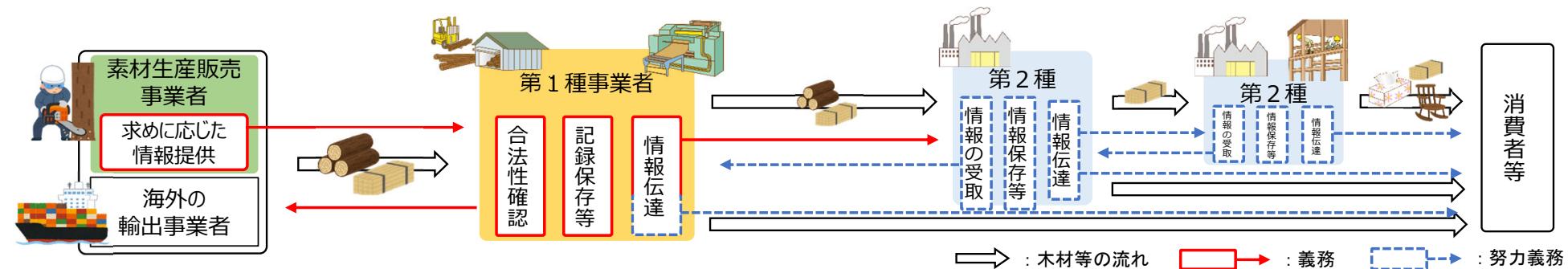


●本システム機能は、**黄色マーカー**の作業に対応しています

素材生産 販売事業者	木材関連事業者	
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
【義務】 第1種木材関連事業者の 求めに応じた 情報提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ④(一定規模以上)定期報告	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	【努力義務】 ①体制整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	③違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置 ④その他事業者等(消費者を含む)に対する情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供
	<登録木材関連事業者> 登録実施機関への年度報告	

※システムの利用は任意です。記録保存や報告書作成等、一部の機能のみ利用いただくことも可能です。

クリーンワッジ法における業務



クリーンワッジシステムの流れ



2.クリーンウッドシステムの操作説明

- 2-1 素材生産販売事業者が行う操作（原材料情報の登録等）
- 2-2 第1種木材関連事業者が行う操作（合法性確認等）
- 2-3 第2種木材関連事業者が行う操作（情報伝達等）

※ 操作画面を投影してご説明します

3.利用申請方法

クリーンウッドシステムの利用申請

利用者登録について

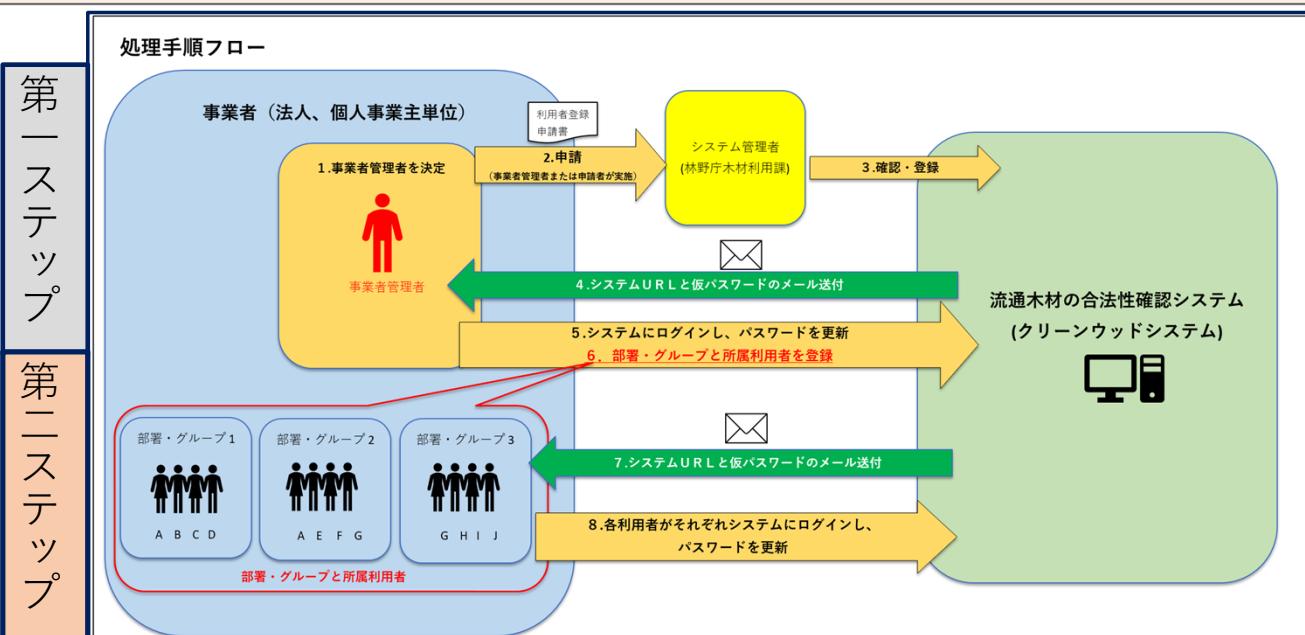
クリーンウッドシステムへの利用者登録は下記の手順で行います。※利用者登録申請は事業者単位で行っていただきます

第一ステップ

- 各事業者において、事業者の管理者となる方（以下「事業者管理者」）を決定
- 事業者管理者または申請者は、**利用者登録申請書**に必要事項を記入の上、林野庁 木材利用課 合法伐採木材利用推進班（cleanwood@maff.go.jp）（以下「システム管理者」）に申請書をメールで送付
- システム管理者は、事業者の重複登録がないことを確認の上、当該事業者と事業者管理者情報を登録
- 上記3に基づきシステムから、事業者管理者のメールアドレスにシステムのURLとログインのための仮パスワードを送付

第二ステップ

- 事業者管理者は、システムに事業者管理者のメールアドレスと仮パスワードでログイン後、仮パスワードを当システムで使用する任意のパスワードに更新
- 事業者管理者は、当該事業者として登録する部署・グループ名と所属する全利用者情報をシステムに登録（※）
- 上記6に基づき、システムから登録された各利用者のメールアドレスに、システムのURLとログインのための仮パスワードを送付
- 各利用者は、申請したメールアドレスと仮パスワードでシステムにログイン後、仮パスワードを当システムで使用するパスワードに更新



※システムの仕様上、事業者区分と部署・グループが登録されていないと、情報伝達時にシステムからの伝達メールは発信されません。

利用者登録申請はこちら→



利用者登録申請書

流通木材の合法性確認システム(クリーンウッドシステム) ユーザー登録申請書

(必須)の箇所は必ず記入をお願いします。

申請にあたり、クリーンウッドシステムで収集したデータの取扱いについて、下記条件のご確認をお願いします。

※当システムに登録・保存されたデータは、クリーンウッド法に係る業務で活用することを目的として林野庁が閲覧する場合があります。

※当システムの使用にあたり、下記の申請情報を収集し、それらの情報は利用目的の範囲内で個人情報として適切に扱われることを

別紙「流通木材の合法性確認システム - 個人情報保護プライバシーポリシー」により確認しました。

※当システムの使用にあたり、責任、所有権、制限項目等をまとめた別紙「流通木材の合法性確認システム - 利用規約」について確認しました。

左記事項につきまして確認しました
(フルダウン選択)

データの取扱いに関する確認(必須)

□ データ取扱いについての確認欄

※プライバシーポリシーや利用規約等を確認の上、「○」を選択

事業者基本情報(必須)		事業者管理者情報(必須)			申請者情報(事業者管理者と申請者が異なる場合のみ必須)				特記事項	提出不要(事業者管理者にて管理する情報)		
入力項目	事業者(法人・個人事業主)名 システム上、表示する事業者名(法人・個人事業主)の 入力	法人番号 (保持している場合)	氏名	部署・グループ	メールアドレス	氏名	部署・グループ名	メールアドレス	電話番号	部署・グループ名 システム上、表示する部署名・組織名を入力	部署・グループの電子メールアドレス 左記の部署・グループ(N列)に所属し、システムを利用するメンバーの メールアドレスを同一セルに「,」(カンマ)区切りで入力	部署・グループに属するメンバーの電子メールアドレス 左記の部署・グループ(N列)に所属し、システムを利用して管理するメンバーの メールアドレスを同一セルに「,」(カンマ)区切りで入力
注意点	※(株)など格字ではなく株式会社等、登記簿上の表記と同じもので申請 事業者(法人)に対する税金の支拂いを実施する場合は、税金の支拂いを実施する	事業者管理者とは当システムを使用する 法人・個人事業主の代表者(1名)	事業者管理者の所属部署・グループ名 実際の部署名でなくとも可能	当システムで使用する 管理者のメールアドレス		代理申請の場合のみ記入 代理申請者の部署・グループ名 代理申請者のメールアドレス			その他の特記事項があれば 記載	※担当する業務や役割ごとに部署・ 組織が違う場合は、そのグループごとに 入力	※実際の組織階層、委託に沿わな い名称でも可だが、取引先と相互に 認識・共有できる名称であること、ま た重複する名称は不可	※重複、冗長のメンバーのアドレスは不 可 ※個人事業主の場合は、部署・グループに 属するメンバーのアドレス(O列)と同じでも可
例示	ABC株式会社	1234567890123	1部	総務部	suzuki_ichiro@abc.co.jp	03-1111-0000	企画・本部	経理部	taru_morita@abc.co.jp	03-1111-0000	koubai_group@abc.co.jp yamada-a@abc.co.jp	yamada-a@abc.co.jp,sato-h@abc.co.jp
1											keirii_group@abc.co.jp yamada-a@abc.co.jp,suzuki-h@abc.co.jp	
2											oukatsu_group@abc.co.jp okada-a@abc.co.jp,sakai-d@abc.co.jp	
3												

事業者基本情報(必須)

- 事業者(法人・個人事業主)名
- 法人番号(保持している場合)

※システム上、表示する事業者名(法人・個人事業主)

事業者管理者情報(必須)

- 氏名
- 部署・グループ
- メールアドレス
- 電話番号

※事業者管理者とは当システムの使用にあたっての法人・個人事業主内の代表者(責任者)(1名)

※事業者管理者の所属部署・グループ名は実際の部署名でなくとも可能

※当システムで使用するメールアドレス

申請者情報 (事業者管理者と申請者が異なる場合のみ必須)

- 氏名
- 部署・グループ
- メールアドレス
- 電話番号